

# 想定される投資型クラウドファンディング

(金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキンググループ報告書より:平成25年12月)

## 投資型クラウドファンディングの定義

新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の提供者から少額ずつ資金を集める仕組み

制度整備へ

発行総額  
1億円未満

一人当たり投資額  
50万円以下

仲介業務は、金融商品取引業の特例業務として整理

(参入を容易とするため)

非上場株式の募集・私募業務は、第1種

ファンド持分の募集・私募業務は、第2種

発行者に対するデューデリジェンス

インターネットを通じた適切な情報提供等のための体制整備

インターネットを通じた発行者や仲介者自身に関する情報提供

仲介者の参入を容易とするため、登録の純資産規制は特例として減額する予定  
(現行:第1種=5000万円、第2種=1000万円)

仲介者の負担軽減のため、ファンド持分の場合、契約前締結書面の簡素化

自主規制の整備と、協会への加入を促す

# 想定される新たな非上場株式の取引制度

(金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキンググループ報告書より:平成25年12月)

